

見積参加希望業者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職  
総合技術センター所長 安藤 昌文  
(公印省略)

## 見 積 依 頼 書

- 1 件 名 実験機器リスト作成業務  
2 施 行 場 所 独立行政法人水資源機構総合技術センター（埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地）  
3 履 行 期 間 契約締結の翌日から30日間  
4 内 容 等 別添「仕様書等」のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ないますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
- 2 見 積 参 加 要 件 本見積に参加できる資格要件は、水資源機構における一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けている業者であること。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様式等 ①見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。  
②見積書の宛名は「独立行政法人水資源機構 分任契約職 総合技術センター所長 安藤昌文」と記載してください。
- 2) 提出方法 FAX、電子メール、持参又は郵送(書留郵便等、配達の記録が残る方法によります。)  
(※FAX番号は、4)に記載された番号)
- 3) 提出期限 令和8年2月3日(火) 10:00まで
- 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 総合技術センター マネージメントグループ 契約担当 宛  
**FAX 048-853-1787**  
**電子メール nyukei\_sougicenter@water.go.jp**
- 5) 質問書提出期限 令和8年1月27日(火) 10:00まで  
※質問の回答については、提出期限の翌日までにHPに掲載します。
- 6) 見積回数 2回を限度とする。  
なお、当初の見積微取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提出の期限は、令和8年2月4日 10時00分までとします。
- 7) その他の ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しができません。また、見積者は見積り誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 5 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。  
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。  
3) 最低金額を出した見積者が複数ある場合は「くじ」により契約の相手方を決定します。  
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。  
4) 契約の相手方として決定した者に、契約書又は請書の提出を求める場合があります。

# 実験機器リスト作成業務

## 仕様書

令和8年1月

独立行政法人水資源機構  
総合技術センター

## 第1章 業務概要等

### 第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構 総合技術センター（以下、「機構」という。）が発注する「実験機器リスト作成業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

### 第2節 用語の定義

1. 「発注者」とは、分任契約職である総合技術センター所長をいう。
2. 「受注者」とは、業務の実施に際し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
3. 「担当職員」とは、設計図書に定められた範囲内において、受注者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、発注者が定めた者をいう。
4. 「設計図書」とは、仕様書及び業務数量表をいう。
5. 「指示」とは、担当職員が受注者に対し、本業務の遂行上必要な事項について 書面をもって示し、実施させることをいう。
6. 「承諾」とは、受注者が担当職員に対し、書面で申し出た本業務の遂行上必要な事項について、担当職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
7. 「協議」とは、書面により本業務に係わる協議事項について、発注者又は担当職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。
8. 「提出」とは、担当職員が受注者に対し、又は受注者が担当職員に対し本業務に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
9. 「書面」とは、手書き、印刷、電子メール等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は捺印したものと有効とする。
10. 「打合せ」とは、本業務を適正かつ円滑に実施するために業務管理責任者と担当職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
11. 「了解」とは、担当職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
12. 「受理」とは、受注者、担当職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

### 第3節 業務概要

本業務は、総合技術センター敷地内複数箇所に保管している実験機器において、実験機器リストを作成するものである。

詳細な業務内容は、第2章「業務内容」による。

#### 第4節 業務期間

業務期間は、休日等を含み、契約締結の翌日から30日間とする。

なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、履行期間内の全土曜日を含んでいる。

第2章第1節に示す作業の実施日について、発注者より指示する場合がある。

#### 第5節 業務場所

本業務の実施場所は、以下の通りとする。

独立行政法人水資源機構 総合技術センター

(埼玉県さいたま市桜区大字神田 936番地)

#### 第6節 業務数量

業務数量は、別添-1「業務数量表」のとおりである。

#### 第7節 打合せ

1. 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と担当職員は常に綿密な連絡をとり、本業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度、受注者が業務打合せ簿に記録し相互に確認しなければならない。  
なお、打合せ簿の様式については、担当職員と協議するものとする。
2. 受注者は、次に示すときに担当職員と打合せを行い、その都度打合せ簿を作成し、相互に確認するものとする。
  - (1) 業務開始時
  - (2) 業務完了報告時

#### 第8節 貸与品

機構で保有する実験機機リストを貸与する予定である。

現時点では、上記以外の貸与品の想定はしていないが、必要に応じ都度担当職員と協議を行い貸与の実施について決定する。

#### 第9節 成果品の提出

受注者は、次の成果品を提出するものとする。

- (1) 電子媒体（CD-R又はDVD-R） 1式（2部）
- (2) その他、担当職員が指示したもの

#### 第10節 設計変更等

本業務の履行内容に変更が生じた場合は、契約変更を行うものとする。

## 第 11 節 疑義

受注者は、設計図書に明記されていない事項、又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

## 第2章 業務内容

### 第1節 実験機器リスト作成

#### (1) 実験機器リスト作成

(2) で示す箇所に保管している実験機器について、実験機器の基本情報（品名、規格、型式番号、取得年月日、保管場所、製造元、契約相手先等）の記載と、写真（全景、銘板拡大、物品登録証拡大）を添付した実験機器リストを作成する。

なお、上記の基本状況、および写真について、現地で確認できない場合は空欄とする。

実施にあたり、参考として機構で保有するリストを貸与する。これに基づき、過不足を確認の上作成する。

別添-2 に実験機器リストの作成例を示す。

#### (2) 実験機器リスト作成対象

対象は、別添-3 平面図に示す総合技術センター敷地内の以下の 5 箇所に保管している実験機器とする

- ①土質・地質試験棟内
- ②フィルダム材料試験棟内
- ③コンクリート試験棟内
- ④フィルダム材料試験棟前およびコンクリート試験棟外の機器保管場所
- ⑤水理実験棟内および水理実験場内

#### (3) 作業時における注意点

作業は、特殊な用具や重労働を伴わないことを想定しているが、特殊な用具や重労働等が必要となった場合は、都度担当職員と協議を行い作業の実施について決定する。

以上

(別添-1)

業務数量表

| 名称        | 単位 | 数量 | 備考                   |
|-----------|----|----|----------------------|
| 直接調査費     | 式  | 1  |                      |
| 労務費       | 式  | 1  |                      |
| 打合せ       | 式  | 1  | 2回                   |
| 実験機器リスト作成 | 式  | 1  | 5箇所<br>(対象機器100台を想定) |
| 直接経費      | 式  | 1  |                      |
| 旅費交通費     | 式  | 1  |                      |

## 別添-2 実験機器リスト（作成例）

作成日時

(別添-3) 平面図



**(水理実験場)**

## 見 積 參 考 資 料

業務名 実験機器リスト作成業務

この「見積参考資料」は入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。従って、「見積参考資料」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は業務内容等を充分考慮して、業務を完成させるための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

なお、この「見積参考資料」の有効期間は、この業務の入札日までとする。また、「見積参考資料」は見積に資するための資料であるため、原則、質問は受け付けないものとする。

独立行政法人 水資源機構

## 【見積参考資料】参考歩掛

業務名：実験機器リスト作成業務

| 項目        | 規格                   | 単位 | 数量 | 測量主任技師      | 測量技師 | 測量技師補 | 測量助手 | 備考 |
|-----------|----------------------|----|----|-------------|------|-------|------|----|
| 打合せ       | 2回                   | 式  | 1  | 1.00        | 1.00 |       |      |    |
| 実験機器リスト作成 | 5箇所<br>(対象機器100台を想定) | 式  | 1  |             |      | 6.16  | 6.16 |    |
| 旅費交通費     | さいたま市役所～埼大裏<br>(バス)  | 式  | 1  | 往復日数9日、人数2人 |      |       |      |    |

## 【見積参考資料】概略工程表

業務名：実験機器リスト作成業務

| 作業内容      | 数量 | 単位 | 令和8年 |  |    |  |    |  |
|-----------|----|----|------|--|----|--|----|--|
|           |    |    | 1月   |  | 2月 |  | 3月 |  |
| 打合せ       | 1  | 式  |      |  | ○  |  | ○  |  |
| 実験機器リスト作成 | 1  | 式  |      |  |    |  |    |  |